

令和5年度第2回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和5年7月24日(月)
18:30～20:30
場 所 高津市民館 大会議室

次 第

- 1 開会 (18:30～18:35)
- 2 報告事項
(1) 専門部会報告 (18:35～18:50) **【資料1】**
(2) 指定都市社会教育委員連絡協議会の報告について
(18:50～19:00)
- 3 協議事項 **【資料2-1】**
(1) 文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について **【資料2-2】**
(19:00～20:00) **【資料2-3】**
- 4 その他 (20:00～20:25)
- 5 閉会 (20:25～20:30)

※ () 内は質疑応答を含む想定時間

令和 5 年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第 1 回		第 2 回		第 3 回		第 4 回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月16日	○						
2	幸市民館								
3	中原市民館	6月23日	○						
4	高津市民館	6月23日	○						
5	宮前市民館								
6	多摩市民館								
7	麻生市民館	5月17日	○						
8	有馬・野川生涯学習支援施設								
9	図書館	6月14日	○						
10	日本家園	5月28日	○						
11	青少年科学館								
12	青少年教育施設								

○・・・提出済

専門部会審議報告書

部 会 名	第1回 川崎市社会教育委員会議 教育文化会館専門部会
開催日時	令和5年6月16日（金）13：30～15：35
場 所	教育文化会館 第4・5会議室
出席者	<p><委員>山澤委員（部会長）、村社委員（副部会長）、佐藤委員、権守委員、石井委員、野口委員、杉山委員、箕輪委員</p> <p><事務局>小島館長、北村分館長、平井分館長、石田課長補佐、関口課長補佐、高橋主任（記録）</p> <p><傍聴>0名</p>
議事項目	<p>(1)研究テーマについての意見交換等（公開）</p> <p>(2)教育文化会館、大師分館、田島分館の社会教育振興事業について（公開）</p> <p>(3)今後のスケジュールについて（公開）</p>

決定・確認事項

- (1) 研究テーマについての意見交換等
 研究テーマ「施設を有効活用した居心地の良いオープンスペースの設置」の趣旨について小島館長より説明。1階イベントホール前のスペースを利用した「キョウブン傾聴カフェ」を見学後、実施団体の代表から活動についての説明を受けた。
 今年度は、現在のオープンスペースの活用拡大に向けて今後の方向性について検討し、次年度具体的に実施する。次回は、広報の手法と活動団体の情報を含めた資料を基に検討を進める。
- (2) 教育文化会館、大師分館、田島分館の社会教育振興事業について
 関口課長補佐、北村分館長、平井分館長より各事業について説明。
- (3) 今後のスケジュールについて
 第2回・・・令和5年9月14日（木）13時30分～ 第4・5会議室
 第3回・・・令和5年12月19日（火）
 第4回・・・令和6年2月18日（日）
 ※第4回は、市民自主学級・市民自主企画事業の選考会を兼ねている。

主な意見

- ・研究テーマの意見交換について
- (小島館長) 今年度は方向性を見極め、次年度に具体的に実施出来ればと考える。教育文化会館が団体に依頼して実施してもらうのではなく、オープンスペースを活用して、市民が自発的に活動を起こすきっかけづくりとしたい。その自発的に活動する団体を支援し、拡大したい。
- (村社委員) 集客を考えると2月に開催する教文まつりは集客が見込める。教文まつりで「キョウブン傾聴カフェ」を実施してはどうか。
- (山澤部会長) 12月に報告書をまとめるため時期的に間に合わないが、次年度に向けて提言は可能である。

(小島館長)「キョウブン傾聴カフェ」にこだわらずオープンスペースの有効活用のために活用団体との繋がりづくりも行いたい。

(山澤部会長) オープンスペースでの活用の方向性については事務局で準備してもらい、それを基に検討したい。

(杉山委員) 広報も行うのか。

(小島館長) 広報も拡大する手法の一つである。オープンスペースの有効的な活用方法を検討し、効果的な進め方について考えたい。

(山澤部会長) 次回は、広報の手法とオープンスペースでの活用の方向性も含め事務局がたたき台を作成し、それを元に検討を進めたい。

・教育文化会館、大師分館、田島分館の社会教育振興事業について

(山澤部会長) 教育文化会館市民自主学級「歌って仲間づくり」が辞退したとの報告だが、辞退理由は何か。

(関口係長) 団体からの要望により辞退理由の詳細については、控えさせてください。

その他

専門部会審議報告書

部 会 名	令和5年度第1回 川崎市社会教育委員会議 中原市民館専門部会
開催日時	令和5年6月23日（金）10:00～11:25
場 所	中原市民館 第2会議室
出席者	<p><委員> 鈴木部会長、菊地副部会長、梶川委員、中道委員、但野委員、滝沢委員、日吉委員 （欠席者1名 木村委員）</p> <p><事務局> 福田館長、船津係長、小栗係長、大久保係長、中島職員</p>
議事項目	<p>(1) 市民館の管理運営について</p> <p>(2) 社会教育振興事業について</p> <p>(3) 令和5年度の調査審議スケジュールとテーマについて</p>

決定・確認事項

- (1) 市民館の管理運営について
- ・事務局が説明し了承
- (2) 社会教育振興事業について
- ・事務局が説明し了承
- (3) 令和5年度の調査審議スケジュールとテーマについて
- ・「ふらっと立ち寄れる市民館」とするには、市民館の存在の周知が重要。
 - ・「ふらっと立ち寄れる市民館」とするための具体的なアイデアを引き続き議論する。

主な意見

- (1) に関して
- ・体育室の予約がなかなかとれない。これは以前から要望していることだが改善されない。時間帯を細分化することはできないのだろうか。
- (3) に関して
- ・市民館に来たことがない人に、どのように存在を知らせるか。
 - ・ワクチンの接種会場となって初めて知ったという人もいる。まずは中原市民館の存在を知ってもらうことが必要。
 - ・紹介動画があるとよいのではないか。動画を子供たちに作ってもらうとか。サークルの活動や利用している様子など、何が行われているか知ってもらう。
 - ・市民館での居場所づくり。予約が入っていない部屋の開放など新たな利用方法の検討。

その他

傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部 会 名	令和4・5年度 第5回 社会教育委員会議高津市民館専門部会
開催日時	令和5年6月23日（金） 13時30分～15時10分
場 所	高津市民館 11階 第1・2会議室
出席者	迎部会長、角田副部会長、志水委員、仙北谷委員、田村委員、松崎委員、渡部委員、山口委員 事務局：坂尾館長、岡部分館長、細谷係長、下間係長、白井職員（記録）
議事項目	(1) 第4回専門部会摘録（案）について (2) 令和4年度高津市民館・橘分館工事執行実績について (3) 令和5年度高津市民館・橘分館事業計画について (4) 高津市民館専門部会の調査審議事項について

決定・確認事項

- (1) 摘録（案）を確認。
- (2) 令和4年度工事執行実績の報告を行った。
- (3) 事業一覧をもとに、令和5年度実施予定の説明を行った。
- (4) ①研究テーマ、②調査審議事項、③市民活動再開のきっかけとなるような事業についての3点をふまえ、市民アンケートについて意見出しを行った。

主な意見

- (1) 修正等はなし。
- (2) LED照明の寿命はどれくらいか。／市は電気料の助成を受けられるか。
- (3) 識字ボランティア入門研修の受講者に受講修了書は出ているか。
- (4) （市民アンケートについて）小学生低学年には難しくないか。
講座に来ていない人へのアプローチはどうか。
講座に来た子どもだけでなく、保護者もアンケートの対象にしてはどうか。
このアンケートの目的は「開いてもらいたい講座はなにか」なのか。
アンケート方法を記述式ではなく、二次元コードでアンケートページに誘導する形を取り入れたらよいのではないか。
自由記入ではなく、選択肢を設けた方がよい。
講座に参加した人だけでなく、たくさんの人からアンケートを取るようにしていかないと規模が小さく、市民館に求められていることを導き出せない。
区PTAや地域教育会議等と連携し、講座に来た対象層だけでなく、広がりでもやることも考えられる。

その他

傍聴者：なし

専門部会審議報告書

部会名	令和5年度 第1回図書館専門部会
開催日時	令和5年6月14日(水) 10:00~12:00
場所	中原図書館多目的室
出席者	<p>委員：菅原委員、今野委員、渡部委員、吉田委員、青柳委員、渡邊委員、平木委員（7名出席）</p> <p>※7名の委員の出席により、川崎市社会教育委員会議規則第6条第6項（過半数以上の出席）の規定に基づき定数を満たし本会議は成立した。</p> <p>図書館：横田・川崎図書館長、土屋・幸図書館長、小島・中原図書館長、澁谷・高津図書館長、舟田・宮前図書館長、丸山・多摩図書館長、小嶋・麻生図書館長</p> <p>事務局：中原図書館 能塚・庶務係長、関・利用サービス係長、浅野課長補佐・資料調査係長、飯草課長補佐・図書館ネットワークシステム担当 伊藤主任・荒井会計年度任用職員</p>
議事項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料確認 2 令和4年度第4回議事録確認 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市立図書館のシステム更新について (2) その他 4 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) テーマ『【人づくり】・【つながりづくり】・【地域づくり】と図書館の【見える化】を考える』を踏まえた図書館事業の分類・検証（まちにとびだす図書館） 5 その他 (1) 次回日程及びスケジュールの確認について

決定・確認事項

- ・協議テーマ『図書館における【人づくり】・【つながりづくり】・【地域づくり】と【見える化】を考える』をふまえ、令和4年度第4回行きたくなる図書館の振返り、及び「まちに飛び出す図書館」について、「今後の市民館・図書館のあり方」を再確認し、令和4年度の活動報告書を基に取り組み状況や目的・効果等の課題を共有し、事業検証を行った。

主な意見

- 「図書館事業の分類・検証（まちにとびだす図書館）」について
- (1) 図書館以外の施設の読書コーナーに、アドバイザー等の配置を検討してはいかがか。
 - (2) 地域課題の解決を考えた場合、例えば産業・ビジネス支援等といった利用者のニーズがあるのならば、テーマを絞って取り組むことで図書館事業の魅力をアピールできるのではないか。（県立川崎図書館事業との整合性もふまえ）
 - (3) 図書館ホームページでは、魅力的な事業等は階層が深くなっており、見つけにくい。
 - (4) 第4次子ども読書推進計画の中で、見やすいホームページが望まれる、読み聞かせ等を活用して読書の魅力を伝えていくことの大切さが言われているところである。

その他

傍聴者：3名

「文化財保存活用地域計画に伴う文化財の活用について」社会教育委員からの意見まとめ(令和5年7月24日版)

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント
1	意見書	石川委員	提案	新たな担い手として、ボランティア、地域住民等の積極的な勧誘が必要である。自分の地域に何があって、どういう意味が価値があるものかを知り、重要性和価値に目覚めてもらい「伝承する」ことを始めてもらうために提案したい	文化財を伝承していく新たな担い手として、市民ボランティアや地域住民等への積極的な啓発・勧誘を推進する。	・文化庁も「地域総がかり」で支える計画と位置付けています。ご指摘のとおり、まず、市民に身近な文化財について知ってもらうことが重要と考えています。
2	意見書	石川委員	提案	① WEB上に地図と写真を載せ、アイコンをクリックすると各所に解説員が登場し、文化財について説明してくれるデジタルツアー。 推奨の順番で巡りツアーを楽しむものとする。 ② 文化財をほんとうに見て、触れるリアル・ツアー。希望すれば随行員が解説するツアーとする。	Webサイトに地図・写真・解説を掲載したデジタルツアー(推奨順のツアーなど)の開設する。	① 現在、文化財課のホームページに各種文化財情報を掲載していますが、SNSの活用も含め、更に充実させる必要があると認識しています。またGoogleマップには、いろいろな文化財情報が掲載されています。こうした媒体の活用も必要と考えています。
3	意見書	石川委員	提案	② 文化財をほんとうに見て、触れるリアル・ツアー。希望すれば随行員が解説するツアーとする。 小学校や老人クラブへの積極的なアプローチを考えたい。	小学校や老人クラブなど様々な主体を対象に、文化財のリアルツアー(随行員による解説など)の実施する。	② リアルツアーとして、普段非公開の仏像などの指定文化財を特別公開し、参加者に解説する事業を行っています。また、発掘調査の成果を現地で解説する見学会、史跡や社寺をめぐるツアーなども行っています。課の体制や予算の事情もあり、数多くは実施できていないのが現状ですが、効果的な広報活動を推進したいと思います。
4	意見書	金丸委員	提案	文化財のステッカーを用意して見知らぬ街での発見促進	文化財のステッカーを作成する(見知らぬ街での発見促進)。	・文化財関係の事業は、年配の方々に人気があります。一方、子どもや親子連れをターゲットにした催しも想定されますので、社会教育委員会議の委員の皆様からも関連団体等紹介していただけると幸いです。
5	意見書	金丸委員	質問	小中学校の教育の中で文化財はどのように活用されていますか？	小・中学校の教育の中で文化財はどのように活用されているか？ <回答> ・遺跡を活用した出前事業(6年歴史)、学校の郷土資料室の資料を活用した昔の暮らし(小3)、総合的な学習など、学校や地域に所在する文化財を活用している。 ・教員が学区周辺の文化財について把握するしくみが必要と考えている。	・指定文化財については、市や県で解説板を設置している例も多いのですが、解説板は設置場所や費用、維持管理の課題があり、なかなか増やすのは難しい状況です。ご提案のステッカーですが、屋外にあり、いつでも見学できる文化財の紹介用に簡易なステッカーを設置し、バーコード等利用してスマートフォンでホームページの解説を読めるようにするのも一案かと思えます。
6	意見書	金丸委員	提案	PTAでの活用につきましては、例えば、小学校PTAで作成の危険区域マップに文化財の記載を頂く事も可能では。危険マップから地域発見マップへの進化もできるかな？と考えます。	小学校PTAで作成している危険区域マップに文化財を記載(危険マップから地域発見マップへ進化)するなど、既存のマップ等の活用もできるのではないかと。	・小学校では社会科の地域学習、歴史学習として、川崎市内の遺跡や古墳、ニヶ領用水等について学びます。また、縄文土器に触れたり、橘樹官衙遺跡群、加瀬台古墳群等の近くの学校への出前事業、学校の郷土資料室の資料を活用した昔の暮らし、総合的な学習などにおいて、学校や地域に所在する文化財を活用しています。
7	意見書	奥平委員	意見	川崎の歴史について扱っている市内の劇団の演劇など、無形文化財についても意識的に整理していただければと思います。	無形文化財についても意識的に整理した方が良いでしょう。	・どの学校も学区や児童の住んでいるまちについて、必ず地域学習を行うので、教員が学区周辺の文化財について把握できるようしくみが必要と考えています。
8	意見書	奥平委員	意見	沖縄やコリアンとの関係はダイバーシティの観点からもひとつの文化といえるように思います。負の歴史も含めてとでも川崎らしい。	沖縄やコリアンとの歴史的な関係はひとつの文化といえる。	・面白い取組と思います。親子連れで楽しめる身近な文化財情報について、本来の目的を妨げない範囲で、保護者に直接提供できるしくみがあるとよいですね。
9	意見書	奥平委員	意見	ストーリー性をもたせ、ひとつの“群”としてとらえるのも活用や、人の記憶に残るやり方としてとても良いと思いました。	ストーリー性をもたせ、様々な文化財をひとつの“群”としてとらえて活用していくことは、人の記憶に残るやり方としてとても良いと思う。	・市の連合会などからの呼びかけをお願いすることはできるのでしょうか？
10	意見書	奥平委員	提案	エンタメに昇華することで歴史や文化に親しみやすくなっていると思います。未来の子どもたちに伝えるという意味では歌にする映像にするなど含めてエンタメの力を借りることも効果があるように思います。	「歌にする」「映像にする」など、エンターテイメントから文化財へのアプローチする取組も効果があると思う。	・50年以上の歴史を持ち、市民も出演する劇団の文化芸術活動は、文化行政とも連携して推進する必要があると思われます。無形文化財については、乙女文楽の活動支援を位置づけていますが、市の歴史文化を取り扱った演劇作品等については連携の可能性を探っていただければと考えています。
11	意見書	秋元委員	提案	「新たな市民ミュージアム」自身が被災した記録(破壊された第3収蔵庫(歴史分野)扉のような被災物に留まらず、解体、洗浄作業を含む)を新たな防災歴史資料として保存することにより、多摩川との関わり合いが深い「地域の歴史・文化の特徴を活かしたまちづくり」の一助とする。	市民ミュージアムの被災の記録を新たな防災歴史資料として保存し、多摩川との関わり合いが深い「地域の歴史・文化の特徴を活かしたまちづくり」の一助としてはどうか。	・沖縄から移住した方々により継承されている沖縄民俗芸能は、県指定無形民俗文化財となり、現在でもさかんに活動されています。
12	意見書	秋元委員	提案	洪水による古多摩川流路の北遷、狛江水害に関連して宿原原堰を設計した農業土木技術者平賀英治氏の論文資料及び久地円筒分水見本等並びに多摩川水害訴訟に関する最高裁判決(平成2年12月13日)資料2)を展示することにより、治水、利水に関わる歴史・文化を「次世代に継承」する。	洪水による古多摩川流路の北遷や、狛江水害に関連して宿原原堰を設計した農業土木技術者平賀栄治氏の論文資料、久地円筒分水の模型、多摩川水害訴訟に関する最高裁判決等を展示し、治水や利水に関する歴史・文化を「次世代に継承」してはどうか。	・在日韓国朝鮮人の方々による民族芸能は、川崎の多様性を象徴する活動ですが、歴史的な経緯等を踏まえ、日本の歴史文化を対象範囲とする文化財としての扱いよりも、多文化共生という視点で発信されているのが本市の状況です。

番号	媒体	委員名	種別	① 質問・意見	② ①の要約	③ 文化財課コメント
13	意見書	秋元委員	提案	被災収蔵品レスキュー活動において直面した修復再生経験及び電磁化技術という歴史・文化を「全国各地の博物館に発信」する拠点として、「先端修復技術研究所」(仮称)を新たなミュージアム内に新設する。	市民ミュージアムの被災収蔵品レスキュー活動における修復再生経験や電磁化技術等を「全国の博物館に発信」する拠点として、「先端修復技術研究所」(仮称)を新たなミュージアム内に新設してはどうか。	・市民ミュージアムの被災資料レスキュー活動は、全国の各方面からの援助、指導助言を受けながら、今後も進められます。レスキュー活動及びそこで得られた知見は、報告書として刊行されることになります。新たなミュージアムにおいても、今後の基本計画の中で反映される部分もあると思われます。
14	意見書	秋元委員	提案	先端修復技術を商業的に活用することにより得られる収益を博物館機能の維持拡大に利用する活用することは、「改正法」における「博物館運営の改善・向上」に沿うものであり、「社会教育の振興」及び地域の「文化財の将来を支える仕組みづくり」にも資する	先端修復技術を商業的に活用し、その収益を博物館機能の維持拡大に利活用してはどうか。	・映画部門は被災前の市民ミュージアム9部門の1つであり、修復作業も外部専門家の指導助言により進められています。所管部局が検討することになりますが、自治体の博物館として、その役割である地域の「資料収集、調査研究、展示・教育普及」をまずは着実に実施できる基本計画が必要であると考えます。
15	意見書	秋元委員	提案	1. 川崎宿の名物「万年堂の奈良茶飯」を提言1)2) 2. 川崎市多摩区(菅)の「のらぼう菜」は、小沢城の城主であり、源頼朝の重臣である稲毛三郎重成に北条正子の妹(元子、一説に綾子)が嫁入りする際に種を持参した、というアブラナ科の伝統野菜を提言	川崎宿の名物「万年屋の奈良茶飯」や、稲毛三郎重成に北条政子の妹が嫁入りする際に種を持参したという伝統野菜「のらぼう菜」を提言する。	・伝承については、その歴史的な裏付けを十分に確認する必要があり、伝承があることのみを根拠に「文化財」として扱うことは、注意が必要と考えます。 ・東海道川崎宿や稲毛重成に関わる伝承として、地域づくりに活用するのはとてもよいアプローチであると考えます。
16	意見書	秋元委員	提案	工業都市 川崎の近未来性を象徴する「かわさきプラスチック循環プロジェクト」環境教育分館を南部に設置	工業都市川崎の近未来性を象徴する「かわさきプラスチック循環プロジェクト」環境教育分館を南部に設置してはどうか。	・本市における環境教育を担う施設として、「川崎エコ暮らし未来館」や環境総合研究所、キングスカイフロントの施設等において取組を実施中です。
17	会議	和田委員	意見	子どもたちへの教育の観点から考えると、関連文化財群に関して登場する人物が男性・大人ばかり。子どもたちにとって興味をわくようなこどもが主人公のストーリーを展開できないか。	関連文化財群に登場する人物が男性で大人ばかりのように感じる。子どもたちが身近に感じ、興味をわくようなこどもが主人公のストーリーを展開できないだろうか。	・文化財は我が国の歴史を正しく理解する、という観点から取り扱うことが大前提です。記録や事件で女性や子どもが主人公となるエピソードがあればもちろん積極的に取り上げたいと考えています。 ・現状では、文化財への感心が高いのは、比較的高齢者が多いのですが、子ども、親子連れなどもターゲットにした活用事業や、周知すべき家庭教育など関係団体について、社会教育委員会議の委員の皆様からアドバイスをいただけると幸いです。
18	会議	丹間委員	意見	文化財の活用はもちろん大事だが、未来の人も活用できるという観点で考えることが必要ではないか。	文化財の活用はもちろん大切であるが、未来に継承し、先の世代での活用も見据えて考えていくことが必要ではないか。	・文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはならず、その一方で、文化財を次世代へ継承していく上で、その大切さを多くの人々に伝えていくことが不可欠であり、このため文化財の活用による理解の促進が必要で、保存と活用の好循環を生み出していくことが不可欠と考えています。
19	会議	和田委員	意見	計画の中で取り扱う「文化財」を少し柔軟に何が文化財かということを含めて議論していくと面白い観点が出てくるのではないか。	計画の中で取り扱う「文化財」を柔軟に捉え、何が文化財かということなども含めて議論していくと面白い観点が出てくるのではないか。	・近年文化財の「我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要なもの」という定義は維持しつつ、将来的には食文化なども含め取り扱っていきたいと考えます。また、文化財の価値を伝えるための記憶や記録の伝承は積極的に収集していきたいと考えています。 ・身近な文化財を知ることで、地域の歴史文化への理解を深めてもらうという、「地域文化財顕彰制度」も踏まえ、文化財の敷居が低くなるよう、委員の皆様のご意見をいただきたいと考えております。
20	会議	河村委員	意見	すでに活動されているたくさんの団体の方たちの意見をまず聞きたいというふう	すでに活動されている団体等に意見を伺うなどしながら、ニーズや課題、必要な支援などを整理・把握し、計画に反映させていくような流れもあって良いのではないか。	・地域計画の作成にあたり、広く関係者から意見聴取する目的で懇談会を組織しています。そちらには実際に文化財に直接かかわる団体の方が委員になっており、そちらで
21	会議	河村委員	質問	うところをサポートしてほしいとか、そういうことがあってこういう計画が出来上がっていくという、そういう流れもあっていいのでは。実際に携わっている方を対象にしたアンケートとかそういうのを取られるような予定であるか	文化財の保護活用に実際に携わっている方を対象にしたアンケートを実施する予定はあるか？ <回答> ・アンケートについては予定はしていませんが、多くの方に様々な機会を通じて御意見を伺いたいと考えています。	アンケートについては予定はしていませんが、多くの方に様々な機会を通じて御意見を伺いたいと考えています。
22	会議	井口委員	提案	①南アルプス市が平成30年に文化財のデジタルアーカイブの公開をしている。子どもたちが作った地域学習成果を、世代を超えてつなぐことができる。また、市民がストーリーを作って、デジタルアーカイブによってアウトプットしていくことができる。	平成30年に南アルプス市が文化財のデジタルアーカイブの公開をしており、子どもたちの地域学習成果なども活用し、世代を超えてつないでいる。また、市民がストーリーをつくり、デジタルアーカイブによってアウトプットしていくことができている。このような取組を参考に参考にしてはどうか。	・デジタルアーカイブの取組は、さまざまな文化財調査の情報を総合することが必要ですが、本市においては過去の調査情報を紐づけることが十分にできていません。地域計画では、今後の取組方針として、文化財調査の情報を適切に管理していくことと
23	会議	井口委員	提案	②令和4年に幸市民館がデジタルアーカイブを制作する講座をやっている。川崎市平和館で展示をしたようだ。今回の会議でデジタルアーカイブの事例について紹介できると思う。	令和4年に幸市民館がデジタルアーカイブを制作する講座を実施し、その成果を川崎市平和館で展示をしたと聞いているが、このような取組も参考に参考にはできないのではないか。	データベースやデジタルアーカイブの制作等へ繋げていくことができるのではないかと考えています。

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

序章

1 計画作成の背景と目的

(1) 文化財をめぐる社会状況の変化と法改正

近年の社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化に伴い、生活のなかに息づいてきた文化財を次世代に継承することが難しくなっています。文化財を次世代に伝えるためには、所有者や行政のみでなく、地域総がかりで文化財の将来を支える仕組みづくりが必要です。

未指定を含めた文化財を総合的に把握し、計画的に保存活用したうえで、まちづくりに生かすことが期待されています。これらの施策を着実に実行するため、平成 30（2018）年の文化財保護法の改正により、市町村において文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化されました。

(2) 本市におけるこれまでの取組

- 昭和 34（1959）年 7 月 川崎市文化財保護条例制定
- 昭和 42（1967）年 7 月 川崎市日本民家園開園
- 昭和 63（1988）年 4 月 川崎市市民ミュージアム開館
- 平成 17（2005）年 4 月 川崎市文化芸術振興条例施行
- 平成 26（2014）年 3 月 『川崎市文化財保護活用計画』策定

(3) 本計画作成の目的

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項に基づいて作成します。市の最上位計画である川崎市総合計画に掲げる都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、歴史・文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とします。

市域の歴史文化や文化財の特徴を整理するとともに、未指定文化財を含めた文化財の保存と活用の方針と今後実施する具体的事業を定め、進行管理を行っていきます。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から 15（2033）年度の 10 年間として、文化財保存活用の基本方針を定めます。

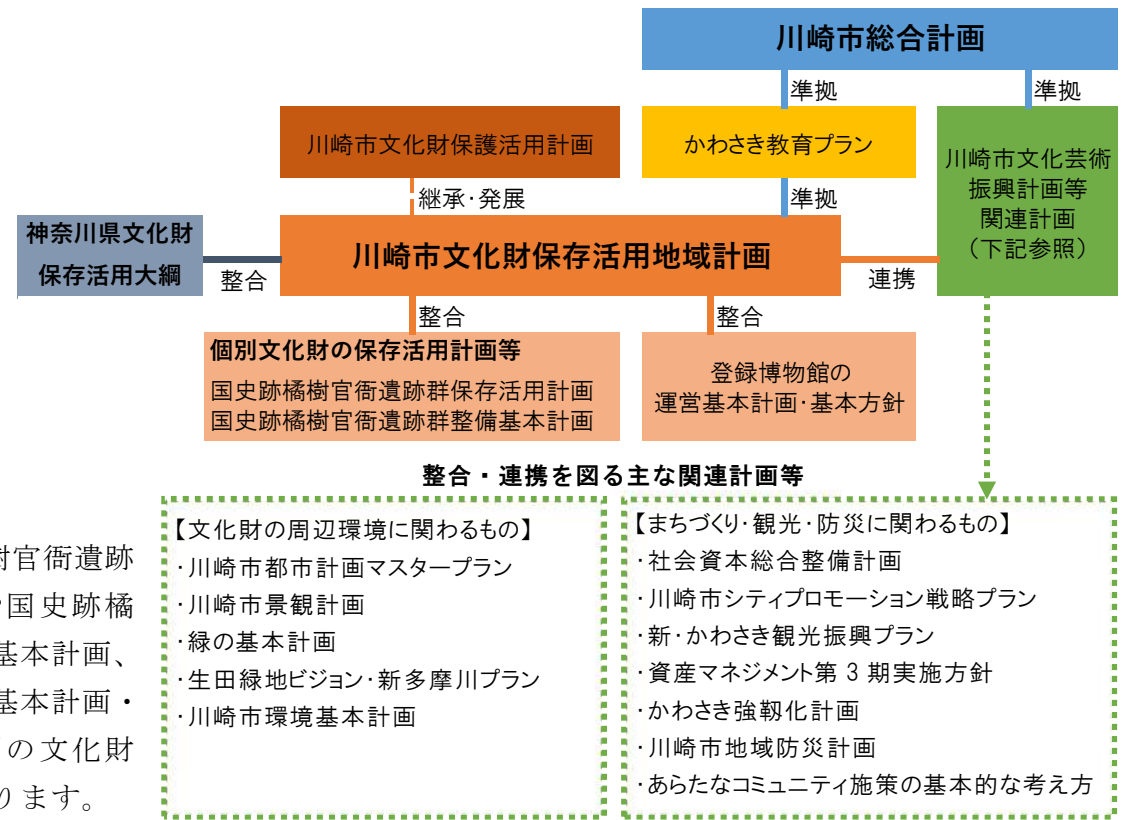
計画内容は適切に進行管理を行い、市総合計画や関連する分野の計画の改定の際には、計画内容の点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	和暦	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16~R25
	西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034~2043
川崎市文化財保存活用地域計画		川崎市文化財保存活用地域計画：10年間										次期計画期間
川崎市総合計画												
基本構想		30カ年計画										
第3期実施計画		4カ年計画										
川崎市教育振興基本計画(かわさき教育プラン)		第3期実施計画										
		4カ年計画										

3 地域計画の位置づけ

本計画は、神奈川県文化財保存活用大綱と、川崎市総合計画・川崎市教育振興計画かわさき教育プランに整合させるとともに、市内の各部署の文化財に関わる計画との連携を図っていきます。

また、国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画や国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画、登録博物館の運営基本計画・基本方針等の個別の文化財事業との整合を図ります。



4 用語の定義

(1) 文化財

本計画における「文化財」は、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づき、保護がなされている「指定・登録等文化財」、川崎市地域文化財顕彰制度により決定された「川崎市地域文化財」、そのほか指定等がなされていない「未指定文化財」が含まれます。

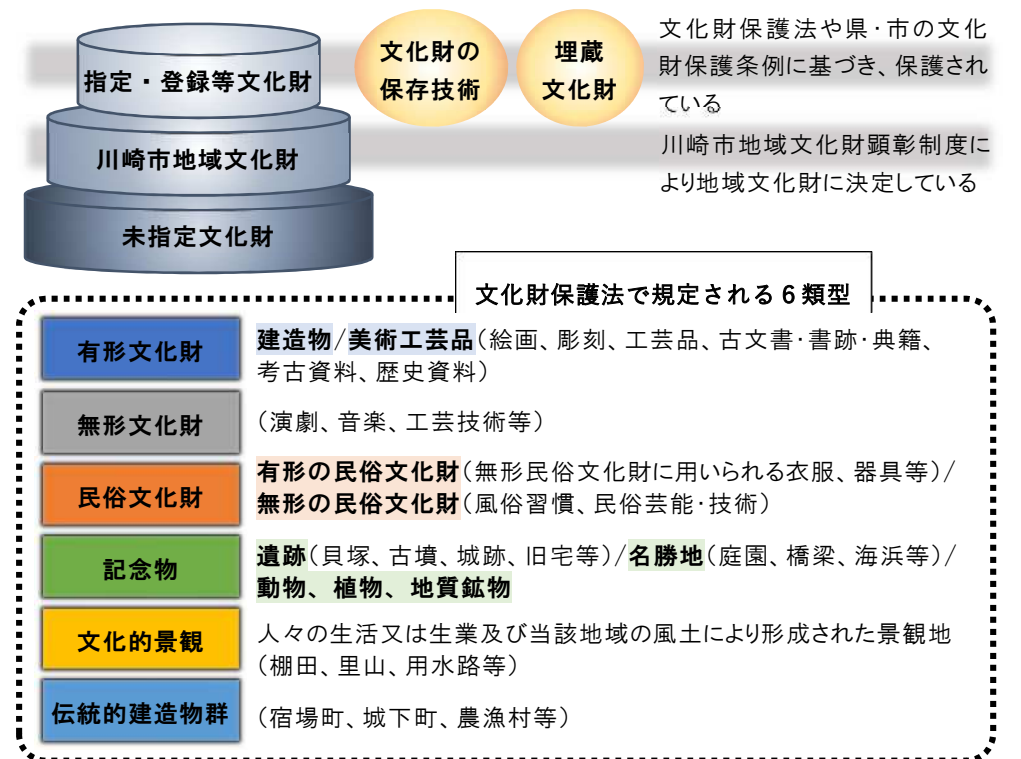
(2) 歴史文化

文化財とその関連する諸要素が一体となったものとして捉えます。

(3) 文化財の調査

(4) 文化財の保存と活用

- ①文化財の保存 文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること
 - ②文化財の活用 文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に生かすこと、文化財の価値を共有するための活動を行うこと
- 文化財の活用による理解を促進し、保存と活用の好循環を生み出していくことが不可欠です。



川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

第1章 川崎市の概要

- 1 自然的・地理的環境：(1)位置・面積 (2)地形・地質 (3)気候 (4)生物環境
- 2 社会的状況：(1)人口 (2)産業 (3)土地利用 (4)博物館施設 (5)交通
- 3 歴史的背景：(1)市のなりたち (2)各区の特徴

第2章 川崎市の文化財の概要

1 市域の文化財の状況

文化財の件数（2022年11月現在）

種別/区分	指定・登録等文化財						川崎市文化財 保護条例に おける呼称	川崎市 地域 文化財	未指定 文化財
	国		神奈川県		市	国			
	指定/選定	選択	指定	選択	指定	登録			
有形文化財	16	-	17	-	102	5	重要歴史記念物	88	0
建築物	7	-	11	-	19	5		28	
美術工芸品	9	-	6	-	83	0		60	
絵画	2		1		32	0		3	
彫刻	1		3		19	0		4	
工芸品	2		2		1	0		2	
古文書・書跡・典籍	2	-	0	-	14	0		10	
考古資料	2		0		17	0		1	
歴史資料	0		0		0	0		40	
無形文化財	0	0	0	0	-	0	重要習俗技芸	1	
民俗文化財	1	0	4	1	12	0		91	0
有形の民俗文化財	1	0	0	0	9	0	重要郷土資料	62	
無形の民俗文化財	0	0	4	1	3	0	重要習俗技芸	29	
記念物	1	-	6	-	2	2		10	0
遺跡	1	-	4	-	1	1	重要史跡	4	
名勝地	0	-	0	-	0	0	重要勝地	0	
動物、植物、地質鉱物	0	-	2	-	1	1	重要天然記念物	6	
文化的景観	0	-	-	-	-	-		0	0
伝統的建造物群	0	-	-	-	-	-		0	0
合計	18	0	27	1	116	7	169	190	0
文化財の保存技術	0		0		-	-	0	0	

(1) 指定・登録等文化財

市内において、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、川崎市文化財保護条例に基づき、指定・登録等された文化財のことを言います。

指定等文化財の数は令和4(2022)年12月現在、169件です。その内訳は、国指定文化財が18件、県指定文化財が27件、県選択無形民俗文化財が1件、川崎市指定文化財が116件、国登録文化財が7件です。

類型別にみると、有形文化財、民俗文化財、記念物は各類型が指定されていますが、無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群については指定・登録等がなされていません。

(2) 川崎市地域文化財

平成29(2017)年12月に「川崎市地域文化財顕彰制度」を制定しました。地域に根差した様々な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた文化財に光をあて、多くの人々にその価値を伝えていくことを目指すものです。市内の文化財を幅広く把握するため、対象文化財の保存や活用に関わりのある市民団体等からの推薦をもとに、文化財審議会からの意見聴取を行った上で決定しています。令和4(2022)年12月28日現在、213件の地域文化財が決定されています。

(3) 未指定文化財

市域に所在する文化財のうち、指定・登録等文化財と地域文化財を除いた文化財をいい、令和5年●月現在に把握している未指定文化財は△△△△件（博物館に収蔵されている未指定文化財は除く）です。

2 市内に所在する文化財の概要

文化財保護法の類型に沿って市内にある文化財の概要を示しました。

(下線のある類型は把握していない)

u

- 1 有形文化財
〔①建築物、②美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、古文書・書籍・典籍、考古資料、歴史資料）〕
- 2 無形文化財
- 3 民俗文化財（有形民俗文化財、無形民俗文化財）
- 4 記念物〔①遺跡（埋蔵文化財包蔵地）、②名勝地③動物・植物 ④地質・鉱物〕
- 5 文化的景観
- 6 伝統的建造物群

第3章 川崎市の歴史文化の特徴

1 歴史文化の概要

- (1) 原始 (2) 古代 (3) 中世 (4) 近世 (5) 近代 (6) 現代

2 川崎市の歴史文化の特徴 ※歴史文化の概要から以下の特徴が導き出されます。

- (1) 水辺に育まれたまち
- (2) 丘陵に抱かれた暮らし
- (3) 各時代の最先端の情報や技術を取り込んできた地域
- (4) 江戸幕府を支える社会基盤の整備により開発されたまちと賑わい
- (5) 日本の近代化を牽引しつつ拡大・発展したまち



重要文化財
旧伊藤家住宅（日本民家園）



登録有形文化財
昭和電工川崎事業所本事務所



重要文化財
影向寺木造薬師如来両脇土像

第4章 文化財の保存・活用に関する方針

1 『川崎市文化財保護活用計画』に基づくこれまでの取組み

平成 25（2013）年度に策定した『川崎市文化財保護活用計画』では、「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を基本理念に掲げ、文化財保護施策の3つの方向性（文化財の価値の共有と継承、文化財の魅力を生かした地域づくり、文化財をみんなで支える仕組みづくり）を示し、その実現にむけ整理した5つの方針に基づきから、総合的に施策を展開してきました。

本計画においても、文化財の保存・活用を推進するにあたり、『川崎市文化財保護活用計画』の理念を踏襲して、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）を設定します。

2 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

(1) 文化財の保存・活用に関する基本理念

目指すべき都市像：「文化財が人をつなぎ、地域のたからを守り育むまち」

文化財は地域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれます。文化財を保存・活用することを通じて、地域の歴史や記憶を伝承し、地域の人と人がつながり、ともに学び楽しみ活動することで、地域のたからを守り育む、魅力あるまちづくりに寄与していくことを目指します。

(2) 計画期間における基本方針

本計画では、基本理念の実現のため、次の3つを文化財の保存活用の基本方針とし、個別の方針を導き出すために4つの項目を設定しました、

基本方針①「文化財の価値の共有と継承」

文化財は、歴史や文化の営みのなかで、自然環境や社会、生活を反映して育まれ、継承されてきた地域のたからで、今日の文化の基礎をなすとともに、私たちに知や技を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさをもたらす、感性や生きる力を育ててくれます。文化財は歴史や文化を正しく理解するために必要不可欠なものであり、将来の文化の向上、発展の基礎となるものです。このため、市民共有の財産として、長く将来にわたって守り伝えるため、その価値を市民が共有し、継承していくことが必要です。

4つの項目

(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

(2) 文化財の保存・継承・修理・整備

基本方針②「文化財の魅力をいかしたまちづくり」

文化財は、地域の歴史や文を物語る市民共有の貴重な財産として保存・活用されることで文化財の価値が多くの人々に理解され、市民の誇りとして継承されることから、市民が主体となった保存・活用の取組が重要です。市民自らが暮らす地域の歴史や文化財を知り、地域資源として魅力あるまちづくりにいかす取組をより一層進めていきます。

(3) 文化財の普及と活用の推進

基本方針③「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

文化財を次世代に継承するためには、行政や関係機関とともに、市民や地域団地の幅広い参加により保存活用をしていくことが必要です。そのための体制や場所の整備など「文化財をみんなで支える仕組み」づくりに取組みます。

(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

3 文化財の保存・活用に関する現状と課題

「川崎市文化財保護活用計画」における文化財の保存と活用に関する現状と課題について、3つの方針に基づき、4つの項目で整理し、本計画において対応すべき課題を以下に示しました。

(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

分類	類型	現状の取組み	課題
① 現況把握 ※これまでに実施した各分野の調査状況と課題は「文化財の現況把握調査の状況」のとおり			
指定文化財	有形文化財 民俗文化財 記念物	・職員や文化財調査員による定期的な保存状況の把握の実施 ※建造物・彫刻・絵画、記念物、有形の民俗文化財等	・職員の専門知識や調整能力等の資質向上
地域文化財	6 類型共通	・地域文化財顕彰制度の運用による把握	・決定数の増加に伴い、決定後の状況把握ができていない文化財がある
未指定文化財	6 類型共通	・昭和 50 年代から市や県の教育委員会が主体となり、石造物や民俗文化財等各種文化財の所在確認調査を実施 ・平成 29 年度に川崎市地域文化財顕彰制度を創設、未指定文化財の把握に努めている	・開発による地形や景観の変化、住居表示の実施、所有者の代替わりなどにより文化財を取り巻く環境が大きく変化しており、追跡調査が困難になっている ・川崎市地域文化財顕彰制度の認知度の向上
		埋蔵文化財	・開発行為に伴い、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の取り扱いを決定するため、現況確認を実施
② 文化財の調査情報の管理			
指定文化財	有形文化財 民俗文化財 記念物	・調査員が作成した報告書は対象ごとにファイリングし、経年の変化等を把握できるように管理	-
地域文化財	全類型共通	・地域文化財に決定した際に台帳を作成	・台帳情報の更新が適切に行っていない
未指定文化財	全類型共通	・実施した調査ごとに報告書を刊行 ※「川崎市石造物調査報告書」「発掘調査報告書」など	・デジタル化されておらず、情報の検索に時間がかかる ・写真や図面などのデータの整理、調査間の情報の紐づけができていない
③ 文化財の価値を明らかにするための調査の実施			
指定文化財	記念物（遺跡関係）	・橘樹官衙遺跡群の国史跡指定に伴い、遺跡群の範囲や価値を明らかにするための調査を継続的に実施	・関連する範囲が広大かつ、都市化が現在形で進行しているため、弾力的な対応が必要
	記念物（遺跡関係）	・保存のため、現状維持を図っている ※西福寺古墳、東高根遺跡など	・指定が古い史跡については、近年の調査研究の進展を背景にした再評価やそのための調査が必要
地域文化財	6 類型共通	・地域文化財決定に際し、調査履歴の整理や聞き取りを行うなどの最低限の調査を実施	・法令に基づく指定や登録等の候補となるような詳細調査を実施するに至っていない
未指定文化財	6 類型共通	・指定文化財の現況調査実施時に、同じ所有者が管理している未指定文化財の確認を行い、必要に応じて詳細調査を実施	・現況把握が進んでおらず、法令に基づく指定や登録等の候補となるような詳細調査を実施するに至っていない ・詳細調査候補物件のリスト化
未指定文化財	埋蔵文化財	・開発に伴い、保存することができない埋蔵文化財包蔵地（遺跡）については、文化財保護法に則って発掘調査を実施	・文化財保護法の周知の徹底 ・適切な整理作業の実施 ・未刊行報告書の刊行

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

（２）文化財の確実な保存・継承・修理・整備

分類	類型	現状の取組み	課題
① 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰			
指定文化財	共通	・歴史文化を理解するにあたって重要なものを文化財保護法や条例にもとづく文化財として指定・登録等を行い、適切に保存・活用をすすめる	・未指定物件の再評価、候補リストの作成
地域文化財	共通	・川崎市地域文化財顕彰制度を運用し、文化財の価値を共有することで、内発的な保存をうながす	・制度の周知と継続
未指定文化財	-	-	-
② 保存活用のための個別計画の策定・運用			
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・『国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画』の策定と運用 ・『国史跡橋樹官衙遺跡整備基本計画』の策定・計画に基づく整備の実施 ・『影向寺遺跡整備計画』の策定(R5)	-
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・『国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画』の策定と運用 ・『国史跡橋樹官衙遺跡整備基本計画』の策定・計画に基づく整備の実施 ・『影向寺遺跡整備計画』の策定(R5)	・最新の調査成果を反映し、整備計画の見直しが必要
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・『国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画』の策定と運用 ・『国史跡橋樹官衙遺跡整備基本計画』の策定・計画に基づく整備の実施 ・『影向寺遺跡整備計画』の策定(R5)	-
③ 保存修理			
指定文化財	有形文化財	・保存状況調査で把握した要修理事物の修理に向けた調整の実施・助成金の交付 ・日本民家園の文化財建造物の耐震補強及び屋根替え等保存修理工事の計画的な実施	・保存修理は所有者負担が原則のため、所有者の負担が大きい ・気候変動による豪雨や環境の悪化により、屋根替え等は状況を見定めつつ柔軟な運用が必要
地域文化財	有形文化財	・修理に際して所有者への手法や業者等について助言を行う	・保存修理に助成がないため、所有者の負担が大き ・文化財の保存修理につながらないことがある
未指定文化財	有形文化財	・修理に際して所有者への手法や業者等について助言を行う	・所有者や管理者がはつきりせず、保存修理に結び付けられないことがある
④ 無形・民俗文化財(無形)の継承			
指定文化財	民俗文化財(無形)	・各保存団体における継承活動の実施	・継承方法の工夫・模索、後継者の確保・育成
地域文化財	民俗文化財(無形)	・各保存団体における継承活動の実施 ・川崎市民俗芸能保存協会を通じて技芸継承費の交付、その他保存団体の運営等の支援	・コロナ禍において、活動が委縮した団体が多く、再開のための意欲を沸き立たせるための工夫が必要 ・後継者の確保・育成
地域文化財	無形文化財	・乙女文楽の継承活動の実施・市による支援	・他団体との連携の強化、補助事業終了後の展開の検討 ・後継者の確保・育成
未指定文化財	民俗文化財(無形)	・各団体における継承活動の実施	・活動状況を把握し、課題等の整理が必要
⑤ 記念物の整備・維持管理			
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・子母口貝塚保存会・馬絹古墳保存会など地元住民が構成している史跡保存会による維持管理	・構成員の高齢化に伴う団体の存続
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・橋樹官衙遺跡群史跡地内の除草・剪定の実施	・橋樹官衙遺跡群の公有地化の進展に伴う維持管理範囲の拡大
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・東高根遺跡・子母口貝塚など保存した遺跡を公園等として保存し、市民に公開	・公園等として親しまれてはいるが、遺跡の価値を伝える活動を積極的に行う必要がある
指定文化財	記念物(遺跡関係)	・馬絹古墳石室の保存整備	・整備から30年以上が経過し、保存した石室などが経年劣化しないよう適切な遺構の保存の措置を講ずる必要がある
⑥ 埋蔵文化財の保護			
未指定文化財	有形文化財(考古資料)	・発掘調査等で出土した考古資料の保存 ・発掘調査報告書の刊行・公表	・資料の保管場所が分散しており、活用がしにくい ・報告書の有効活用のための配布

分類	類型	現状の取組み	課題
⑦ 防災対策の実施・防災力の向上			
共通	共通	・既存の防災・防犯マニュアルを所有者に周知、注意喚起	・市内関係局・博物館施設・所有者との情報共有と連携体制の構築 ・被災に備えた初動マニュアル等の作成 ・未指定の文化財所有者との防災関係情報の共有
指定文化財	有形文化財(日本民家園の建造物)	・日本民家園総合防災システムを稼働	・機器の更新及び重要文化財建造物の防火ガイドライン(R3)に沿った防火対策への対応
共通	有形文化財(建造物)	・自動火災報知設備・消火器の設置	・制度の周知と所有者の適切な取扱方法の会得
指定文化財	有形文化財	・文化財防火デーに消防局と連携した防災訓練を実施、防災意識の向上に取り組んでいる	・連携する所有者が固定的な取組とならないよう、広く所有者の防災意識の向上をはかる
⑧ 災害・事故発生時の迅速な対応			
共通	共通	・被災状況の迅速な把握、適切な初動対応	・情報把握の仕組みの構築
共通	共通	・支援団体の窓口の把握	・被害想定との共有

（３）文化財の普及と活用の推進

分類	類型	現状の取組み	課題
① 文化財に関わる情報発信			
共通	共通	・文化財解説板の設置・管理	・老朽化した解説板の把握・更新
共通	共通	・紙媒体での文化財の内容や価値・調査成果の公開・発信	・市民のニーズに応じた内容での継続的な発信
共通	共通	・ホームページやSNSを通じた文化財の内容や価値の発信	・即時性・継続性のある発信、多くの情報に埋もれない発信
② 文化財を活用した学校教育・生涯学習			
共通	共通	・市・学校作成の副読本への掲載	・地域学習担当教員への支援の仕組みづくり
共通	共通	・学校への出前授業、学校による博物館施設活用の促進	・GIGA 端末など環境や制度の変化への対応
共通	共通	・区役所事業等での活用	・担当部署との連携、情報提供手段の検討
共通	共通	・地域の寺子屋、地域教育会議などでの活用	・担当部署との連携、情報提供手段の検討
③ 文化財の公開			
共通	有形文化財(民俗文化財(有形))	・指定文化財等現地特別公開事業の実施	・周知手段の工夫 ・所有者や活用団体による公開への支援
共通	無形文化財(民俗文化財(無形))	・公開のための支援	・公開情報の把握のための仕組みづくり
共通	記念物(遺跡関係)埋蔵文化財	・発掘調査現場の見学会の実施	・周知手段の工夫、解説を担う職員の資質向上
④ 地域づくりへの文化財の活用			
登録文化財	有形文化財(建造物)	・川崎河港水門の活用	・高規格堤防事業の実施にともなう周辺整備とその後の利活用方法の検討
登録文化財	記念物(遺跡関係)	・二ヶ領用水のまちづくりへの活用	・河川愛護ボランティア団体構成員の高齢化や担い手の不足 ・施設の老朽化や周辺土地利用の変更に伴うあり方の検討 ・河川樹木の老朽化による健全度の低下 ・担当部署・関係団体との連携
共通	共通	・関連文化財群等の考え方の提示	・市域の歴史文化への理解促進、ストーリーやビジョンの共有

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

（４）文化財の保存・活用の担い手の育成

分類	類型	現状の取組み	課題
① 文化財所有者への支援			
指定文化財	共通	・指定文化財管理奨励金の交付等財政的な支援	・所有者の保存に関する財政的・心理的負担の軽減
共通	共通	・適切な保存・活用に関する助言	・所有者の高齢化・世代交代による後継者の不在 ・適切な取り扱いに関するノウハウの継承が不十分 ・調査結果の所有者との情報や認識の共有
② 市民参加型の保護活用体制の構築			
共通	共通	・文化財ボランティア登録制度の運用 ・講師派遣や育成支援など市民活動団体との連携	・登録者数の維持、ボランティアの養成 ・地域で活動する団体の把握、連携の強化、活動支援
③ 市の役割			
共通	共通	・関係市職員の人材育成 ・専門職(学芸員・文化財建造物修理主任技術者等)の活用 ・附属機関の運営 ※文化財審議会・橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	・職員の資質向上 ・市域の歴史文化に関する職員向け研修メニューの開発 ・デジタルコンテンツの作成など新しい手法への対応 ・専門知識、技術の確実な継承 ・天然記念物分野の専門機関との情報共有や連携が不十分 ・専門的知見を有する専門家の確保
④ 文化財保護拠点の運営			
-	-	・民間博物館施設等	-
-	-	・埋蔵文化財収蔵施設	・発掘調査等で出土した資料の収蔵場所の確保 ・収蔵している考古資料の再整理・活用
-	-	・地名資料室	・所蔵図書・地図等の目録データの更新・公開、より積極的な資料の活用
-	-	・日本民家園	・資料の収蔵場所の確保 ・収蔵資料の調査研究成果の発信 ・デジタルコンテンツの有効活用、展示の更新
-	-	・青少年科学館	・天然記念物分野の連携強化
-	-	・歴史的資料取扱施設 ※公文書館、図書館、地名資料室、川崎市市民ミュージアム、文化財課	・情報共有等施設間の連携の強化
-	-	・新たなミュージアムの整備に向けた検討	・取り扱う資料・作品の分野の整理や、川崎市市民ミュージアムの修復収蔵品の活用方法に係る検討が必要 ・収蔵庫や展示室など資料・作品の保管・展示を行う諸室の規模等に係る検討が必要
-	-	・博物館の登録・指定	・R5.4.1 施行の改正博物館法への対応
⑤ 市内行政区間及び県・他市町村との連携			
-	-	・保護活用計画推進会議の運営	・参加するメリットの見える化 ・連携・情報共有の強化
-	-	・国・県主催会議・研修会等への出席	
-	-	・博物館施設職員の県博物館協会等での交流	

文化財の現況把握調査の状況

種別/区分	これまでの調査状況	課題
有形文化財		
建造物	・神奈川県による全体像把握のための調査が実施され、近代和風建築、近世社寺建築、近代化遺産(建造物)などはおおよそ把握されている。 ・民俗緊急調査等を通じて、民家の調査・記録保存が行われている ・川崎市立日本民家園内の古民家は、文化財建造物修理主任技術者が把握し、他の建造物は所有者を通じ状況把握に努めている	・把握のための調査で、詳細調査に至らなかった建造物の現状の把握を行う必要がある ・詳細調査のための専門性をもつ人材の確保
美術工芸品	・『川崎市彫刻・絵画緊急調査』を基本とし、工芸品は『川崎市の工芸品調査』を実施している ・文化財調査員を任用し、社寺所有の美術・工芸・民俗文化財の計画的な現状把握を行い、必要に応じて適切な保存修理につなげている。指定文化財の調査が中心だが、指定外の作品の調査も平行して実施している	・社寺所有の文化財の調査が中心となっており、個人所有の国指定重要文化財の現状把握は不十分 ・詳細調査のための専門性をもつ人材の確保
古文書	・神奈川県史古文書目録掲載の文書群を中心に、平成15年度から継続して川崎市古文書調査団による古文書所在調査を実施している	・県史目録に記載された文書はごく一部であり、調査に入ると当初の見込みとの大幅なズレが生じるため、計画を立てづらい ・個人所有の文書は、調査成果の公開方法を整理しておらず、迅速な公開につなげづらい ・川崎市市民ミュージアム収蔵資料の状況把握が必要
考古資料	・旧石器時代から弥生時代までの各時代の特徴的な遺跡から出土した資料は指定済み	・古墳時代以降の遺跡からの出土品については、近年の調査研究結果を整理し、再検討が必要
民俗文化財		
有形・無形の民俗文化財	・昭和50年代後半～60年代に、詳細な調査を実施、生活様式の変化を踏まえた記録保存が行われている ・神奈川県民俗芸能緊急調査の実施以後、市による民俗芸能のフォロー調査を実施 ・川崎市市民ミュージアムの開館前に、資料所在調査、その後の民俗調査などを実施	・有形民俗文化財については、博物館資料調査以後、所在の変更が多くあると思われるが、追跡ができていない ・川崎市市民ミュージアム収蔵資料の状況把握が必要であり、そのための体制をどう整えるかが課題 ・コロナ禍で無形民俗文化財の活動が停滞しており、継承が危ぶまれている団体がある
石造物	・昭和54・55年度に全体像把握のための調査を実施 ・R4年度から追跡調査を開始。地域文化財顕彰制度により、未調査の石造物の把握を実施中	・過去の全体像把握のための調査について、一部を除き追跡調査が行われていない ・関係する情報の紐づけ作業(その後の各種調査・郷土資料等との突合作業)が不十分
記念物		
史跡(埋蔵文化財)	・市域の再開発、開発に伴う埋蔵文化財の調査が継続的に行われている。市で実施する開発に伴う試掘調査や大規模な公共工事等に伴う調査を通じて、市域の埋蔵文化財の把握に努めている ・指定文化財は専門職(学芸員)による巡回や確認調査で現況の把握を行っている	・発掘調査は実施されているものの、報告書の刊行のための体制が整わず、刊行が追い付いていない
動物、植物	・青少年科学館を中心に、生田緑地及び市内の動植物に関する調査が市民協働でなされてきているが、文化財的な観点からの把握はほとんど行われていない	・調査・保護を要する動植物及び生息地・群落について、青少年科学館との情報共有が不十分。 ・文化財的な観点からの把握を進めるためには研究機関または研究者等との連携が必要
地質鉱物	・文化財的な観点からの把握はほとんど行われていない	・調査・保護を要する鉱物などについて、青少年科学館との情報共有が不十分

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

4 文化財の保存・活用における方針

本計画では、以上の現状と課題を踏まえ、4つの項目の現状と課題を踏まえて整理した保存・活用における方針を設定します。

（1）文化財の現状把握・調査・研究の強化

- 1-1 文化財の適切な現況把握
- 1-2 文化財調査情報の適切な管理
- 1-3 文化財の価値を明らかにするための調査の実施

（2）文化財の確実な保存・継承・修理・整備

- 2-1 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰の推進
- 2-2 保存活用のための個別計画の策定・運用
- 2-3 有形文化財の保存修理
- 2-4 無形文化財・無形民俗文化財の保護・継承
- 2-5 記念物の適切な整備・維持管理
- 2-6 埋蔵文化財の保護
- 2-7 防災対策の実施・防災力の向上
- 2-8 災害・事故発生時の迅速な対応

（3）文化財の普及と活用の推進

- 3-1 文化財に関する積極的な情報発信
- 3-2 文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進
- 3-3 文化財の計画的な公開による普及啓発
- 3-4 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進

（4）文化財の保存・活用の担い手の育成

- 4-1 文化財所有者への支援
- 4-2 市民参加型の保護活用体制の構築
- 4-3 市の役割
- 4-4 文化財保護拠点の運営
- 4-5 市内行政区間及び県・他市町村等との連携

5 文化財の一体的・総合的な保存・活用

（1）関連文化財群と文化財保存活用区域の設定

① 設定の目的と効果

市域の歴史文化の特徴をあらゆる多様な文化財を共通の背景や文脈をもつストーリーやテーマでまとめ、市域の歴史文化を紐解く重要な手がかりとして設定します。市民と共有し、市民自らが身近な文化財を保存活用し、地域づくりにいかしていくことを支援します。

② 設定の考え方

- ・第3章2節で整理した川崎市の歴史文化の特徴を反映しその魅力を分かりやすく伝える
- ・市民が文化財を身近に感じ、文化財を活用したまちづくりの促進につながる内容構成
- ・地域の生涯学習や学校での地域学習につながる内容や構成
- ・調査研究の進展や市民の発案により充実・あらたな展開をはかる

（2）関連文化財群に関する事項

テーマ	概要	構成する主な文化財
① 「ニヶ領用水と地域開発」	徳川家康が関東に入国すると、市域を含めた江戸周辺の開発が直ちに始まり、用水や街道・支配拠点の整備がすすんだ。地域開発に伴って特産品が作られるようになった。	ニヶ領用水/安楽寺文書/清沢村御繩打水帳/水騒動御裁許 写/泉田二君功德碑/久地円筒分水/平川家文書/手洗石/小泉橋遺構/用水改良事業堰堤工事概要
② 「工業都市川崎とものづくり」	多摩川下流域を中心に進出した近代工場は、昭和10年代までに増加の一途をたどり、浅野総一郎による港湾整備と相まって、川崎は日本の経済を牽引する工業都市へと変貌を遂げた。一方で、首都近郊の農村としてのものづくりも長く続いてきた。	明治製糖株式会社の岸壁/マツダランプ/川崎河港水門/カッターヘッド/昭和電工川崎事業所本事務所/御幸煉瓦製造所のレンガ・鉄製銘板/川崎町水道の木製水道管/日本語ワードプロセッサ一/足踏脱穀機 ミノル親玉号/大師河原の漁撈具/多摩川梨/禅寺丸柿/沖縄民俗芸能
③ 「橋樹郡の成立」	古代武蔵国橋樹郡の役所跡である橋樹郡家[郡衙]跡(千年伊勢山台遺跡)と、その西側に隣接して造営された古代の寺院跡である影向寺遺跡から構成される橋樹官衙遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることのできる貴重な遺跡で、その成立の背景や構造の変化の過程が分かり、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知ることができる。	橋樹郡家跡/影向寺遺跡/无射志国荏原評銘文字瓦/影向寺木造薬師如来両脇土像/影向寺破損仏/中原街道/野川東耕地遺跡/三荷座前遺跡/野川神明社遺跡/子母口植之台遺跡(蓮乗院北遺跡)/橋樹神社/塚越古墳/馬絹古墳/小杉御殿町遺跡/蟹ヶ谷古墳群/影向石/影向寺薬師堂礎石(3基)/新作小高台遺跡
④ 「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界」	多摩川流域と鶴見川流域からなる市域には、古代末から中世初期にかけて多くの公領と荘園があった。鎌倉時代、室町時代、戦国時代と推移するなかで、列島規模の争乱と東国の権力闘争が展開し、その動きに巻き込まれて、地域の領域支配が変化していく。	小沢城/寺尾城/枳形城/作延城/井田城/亀井館/広福寺/妙楽寺(威光寺)/浅間塚経塚/井田経塚/木造稻毛重成坐像/関東下知状/泉沢寺文書
⑤ 「厄除け大師への信仰」	真言宗智山派の大本山、金剛山金乗院平間寺は川崎大師として知られ、江戸時代後期以後にみられる厄除け大師への信仰を表す様々な文化財。東海道川崎宿は大師参詣への拠点として繁栄した。	六字名号塔/弘法大師道標/宝篋院塔/日輪大師像/大師河原開帳諸々奉納并飭物目録/赤礼遊山募仙詩碑/九橋の碑/若宮八幡宮境内の石橋/道普請寄進碑/川崎大師引声念仏・双盤念仏/川崎大師平間寺大本堂/川崎大師平間寺大梵鐘/京浜急行発祥の地碑
⑥ 「いまに生きる願掛けとご利益」	市域の自然環境を利用し、ときには克服しながら、人々の暮らしが営まれるなかで、ひとびとは様々な願掛けをし、神仏の御利益を期待してきた。これらは、様々な形で現在まで伝えられている。	川崎大師平間寺/しょうづかのばあさん/登戸敬神講/岡上のどんと焼き/十王図/松寿弁才天図/影向寺の乳イチョウ/南河原雨乞い獅子頭/市域に伝わる囃子・踊り/大山灯笼/麻生不動院のだるま市

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

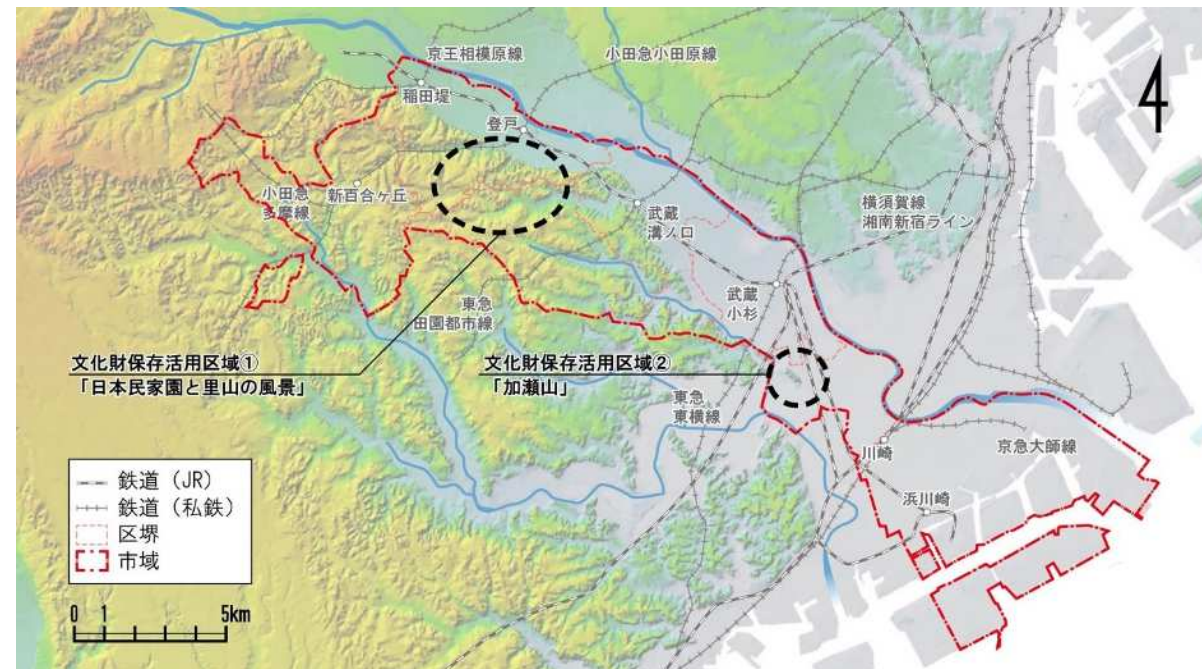
（3）文化財保存活用区域に関する事項

①「日本民家園と里山の風景」（生田緑地周辺）

急速に消えつつある東日本各地の古民家を移築保存し、市民のこころのふるさととして活用しようと昭和42（1967）年に生田緑地に開園した野外博物館「日本民家園」およびその周辺の里山の情景を残した地域。

②「加瀬山」（夢見ヶ崎）

川崎市域の歴史文化を特徴づける原始～近世の遺跡が重層的に存在していたが、近代の開発に伴い多くが湮滅してしまい、出土遺物も市外に所在、散逸したものもあるが、市域を理解するために非常に重要な区域。



文化財保存活用区域の位置／「地理院地図（電子国土Web）」（国土院）を加工して作成

第5章 文化財の保存・活用に関する措置

文化財の保存活用に関する措置については、具体的な内容について関連制度や施策を連携させながら総合的に推進するため、実施主体や実施の時期等を定めて記載します。

（記載例）

基本方針	措置の項目 〔担当課/事業名称〕	内容	分野	財源	実施主体			計画期間			成果指標		
					行政機関	市民・団体	民間企業	教育機関	1 1 2 年 目	3 1 6 年 目	7 1 10 年 目	指標	目標値
基本方針①「文化財の価値の共有と継承」													
（1）文化財の現状把握・調査・研究に関する取組													
1-1 指定文化財の現状把握													
	指定文化財の現状把握	文化財調査員・職員による保存状況調査を計画的・定期的に行う。	彫刻・絵画・民俗・記念物	市費	◎							調査数	年20件
	日本民家園の建造物（指定文化財）の現状把握	職員・学識経験者による現状確認	建造物（民家園）	市費	◎							調査数	年1回
1-2 未指定文化財の把握													
	市域古文書所在調査事業	川崎市域古文書所在調査団への委託により、市域の古文書の所在確認及び目録の作成を行う。	古文書	市費	◎	○						調査日数	年10日

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

1 本市の推進体制

（1）川崎市の体制

文化財保護主管課		主な業務内容
教育委員会事務局	生涯学習部文化財課	・文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関すること ・文化財審議会に関すること ・橋樹官衙遺跡群調査整備委員会に関すること ・文化財関係団体に関すること ・地名資料の収集及び活用に関すること（地名資料室） ・日本民家園及び青少年科学館に関すること ・博物館の登録等に関すること
	川崎市立日本民家園	古民家及び伝統的生活文化の調査研究・保存・展示活用
	川崎市青少年科学館	・科学館資料の収集・保管・展示 ・天然記念物分野の文化財の調査研究・保護
川崎市文化財保護活用推進会議		・文化財の保存活用に関する情報共有・地域計画の進行管理
川崎市文化財審議会 （附属機関 / 根拠：川崎市文化財保護条例）		・文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる
橋樹官衙遺跡群調査整備委員会 （附属機関 / 根拠：川崎市附属機関条例）		・橋樹官衙遺跡群の調査並びに保存、整備及び管理に関する事項に関して調査審議すること。
社会教育委員会 日本民家園専門部会		日本民家園の運営に関する助言指導・事業評価
社会教育委員会 青少年科学館専門部会		青少年科学館の運営に関する助言指導・事業評価

連携していく庁内関連部署・市関係団体

庁内組織・関連部署	主な連携内容
総務企画局 公共施設総合調整室 シティプロモーション推進室 総務部 川崎市公文書館	文化財施設の設置に関する検討 文化財にかかわる広報活動 ・歴史的公文書等の収集、保存及び情報提供 ・歴史資料を教材とした各種講座・講演会の開催
市民文化局 市民文化振興室 川崎市市民ミュージアム	文化振興 文化財・美術品の収集・展示・調査研究
経済労働局 観光・地域活力推進部	産業遺産・文化財の観光分野への活用
まちづくり局 計画部 景観・地区まちづくり支援担当 施設整備部	景観計画 史跡の復元建物建築・古民家の耐震補強・補修工事
建設緑政局 緑政部 道路河川整備部 河川課	公園・特別緑地保全地区等の維持管理 ニヶ領用水・河港水門の保存管理
各区役所 川崎区役所まちづくり推進部 地域振興課 幸区役所まちづくり推進部 地域振興課 中原区役所まちづくり推進部 地域振興課 高津区役所まちづくり推進部 地域振興課 宮前区役所まちづくり推進部 地域振興課 多摩区役所まちづくり推進部 地域振興課 麻生区役所まちづくり推進部 地域振興課	文化財をふくむ地域資源を生かしたまちづくり
教育委員会事務局 総務部 教育政策室 生涯学習部	文化財の保存活用に係る学校との連携等 生涯学習の推進・支援、図書館・市民館
危機管理監 危機管理室	防災計画・災害対策

川崎市文化財保存活用地域計画の構成（素案イメージ）（案）

庁内組織・関連部署		主な連携内容
川崎市社会教育委員会		社会教育活動
川崎市文化芸術振興会議		
地域の歴史文化発信拠点		大山街道ふるさと館・東海道かわさき宿交流館・川崎浮世絵ギャラリー等
川崎市生涯学習財団		市民アカデミーの支援、生涯学習の支援
川崎市文化財団		歴史ガイドパネルの設置・管理等
国、神奈川県、その他自治体		主な連携内容
文化庁		国指定文化財の保存・活用等
神奈川県	文化財部局	県指定文化財の保存・活用等
	県立博物館・美術館など	
その他自治体	政令指定都市や、歴史文化の交流のある友好都市、災害発生時に協働して文化財の確認作業に取り組む自治体など	

（２）市民との連携

- ・市民や各市民館・図書館・市民活動センター等に拠点を置く市民活動団体
- ・文化財所有者（社寺や個人）
- ・文化財の保存・活用にかかわる市民や団体（ボランティア）

（３）教育・研究機関、企業との連携

- ・大学など
- ・市内の博物館・美術館（指定管理者を含む）

2 計画の進行管理と評価

本計画にかかわる文化財の保存・活用の取組や、重点的に取り組む事業については、庁内組織である「川崎市文化財保護活用計画推進会議」において、定期的に進行状況の把握を行い、文化財審議会において評価を行います。

各事業において著しい遅延や新規に優先すべき事業が発生した場合などは、見直しをはかり、統合や廃止等を検討し、変更が生じた場合は、文化庁長官に対して計画の変更の認定申請を行います。その他、軽微な変更の場合は、その変更の内容について、神奈川県を經由して文化庁へ情報提供していきます。

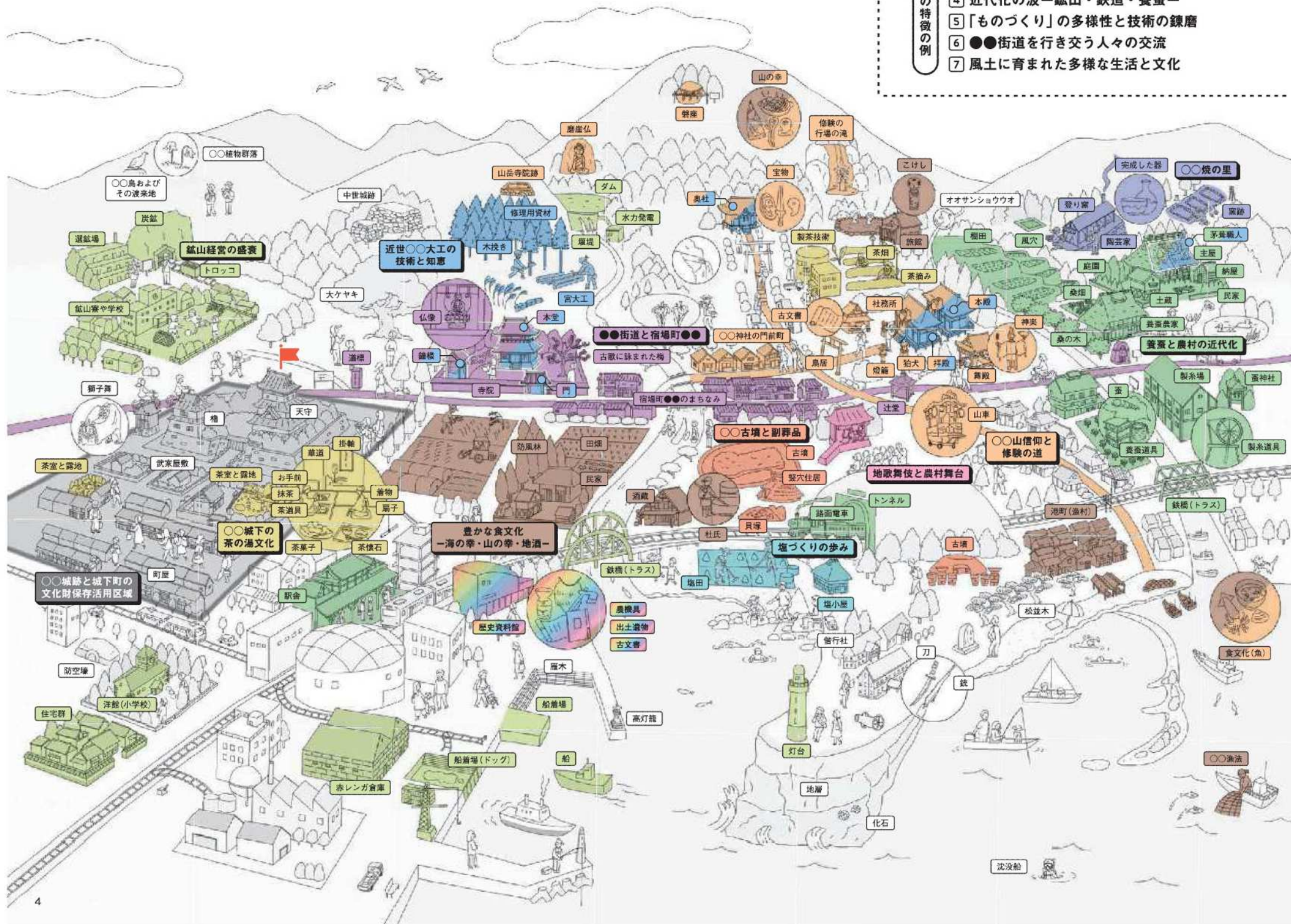
参考資料

- 1 本計画の作成経過：協議会等の実施体制、作成経過（協議会、パブコメなど）
- 2 文化財リスト：未指定も含む

04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法

—歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方—

歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。まちの将来像の実現に向けて歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定し、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげましょう。



歴史文化とは

地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総合的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテクスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

- 歴史文化の特徴の例
- 1 ○○国の繁栄
 - 2 ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - 4 近代化の波—釜山・鉄道・養蚕—
 - 5 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
 - 6 ●●街道を行き交う人々の交流
 - 7 風土に育まれた多様な生活と文化

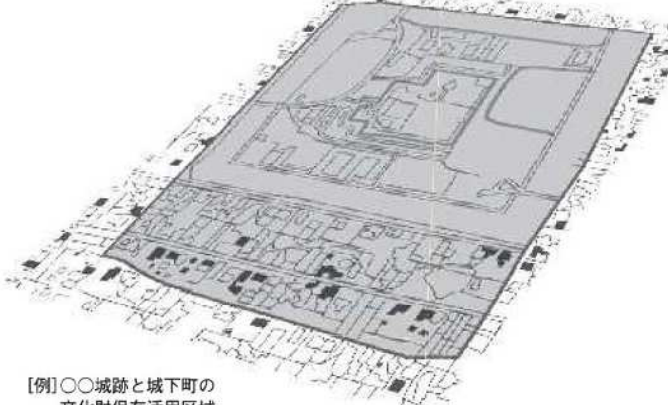
関連文化財群とは

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

- 関連文化財群の例
- 1 ○○国の繁栄
 - 1-1 ○○古墳と副葬品
 - 2 ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - 2-1 ○○山信仰と修験の道
 - 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - 3-1 ○○城下の茶の湯文化
 - 4 近代化の波—釜山・鉄道・養蚕—
 - 4-1 釜山経営の盛衰
 - 4-2 養蚕と農村の近代化
 - 5 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
 - 5-1 塩づくりの歩み
 - 5-2 近世大工の技術と知恵
 - 5-3 ○○焼の里
 - 6 ●●街道を行き交う人々の交流
 - 6-1 ●●街道と宿場町●●
 - 7 風土に育まれた多様な生活と文化
 - 7-1 地歌舞伎と農村舞台
 - 7-2 豊かな食文化—海の幸・山の幸・地酒—

文化財保存活用区域とは

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながる事が期待される。



[例] ○○城跡と城下町の文化財保存活用区域

05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政として、まちの将来像を描きましょう。その実現に向けて、まちが抱える課題を見出し、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、ロードマップとなる中・長期の方向性を定め、方針をたてる必要があります。その上で、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。

- 凡例
- 内は主体
 - ☒文化財保護部局
 - ☒行政他部局
 - ☒文化財所有者
 - ☒住民
 - ☒民間団体
 - ☒歴史博物館
 - ☒大学

2-1 ○○山信仰と修験の道

【方針】
過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な○○山信仰にまつわる文化財群の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。

【措置】

- 1 ○○神社の屋根替修理・防災設備の設置 ☒
- 2 ○○古文書の修理 ☒
- 3 ○○古文書の調査 ☒(大)☒(大)
- 4 社務所棟の修理及び高精細レプリカ作成 ☒(大)
- 5 収蔵庫の改修 ☒
- 6 境内古本市(ユニークベニュー)の開催 ☒
- 7 舞殿での雅楽の演奏会(ユニークベニュー) ☒
- 8 山車の修理 ☒
- 9 行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成 ☒(大)
- 10 修験道ルートの確認と散策路整備 ☒
- 11 修験道ルートのサイン整備 ☒
- 12 参詣スタンプアプリの開発 ☒
- 13 春と秋の文化財の特別公開 ☒
- 14 古文書を根拠に食文化の復元 ☒(大)

4-2 養蚕と農村の近代化

【方針】
地域おこし協力隊と住民が連携し、養蚕の近代化に伴い隆盛した農村の魅力をかき立て、賑わいを創出する。

【措置】

- 22 ●家住宅土塀の修理 ☒
- 23 ●家住宅庭園の整備 ☒
- 24 △家住宅の農泊への改修 ☒(大)
- 25 樹田のライトアップ ☒
- 26 風穴のサイン整備 ☒
- 27 ボランティアによる桑畑の清掃等 ☒
- 28 ☆家住宅で地域おこし協力隊による郷土料理レストラン解説 ☒
- 29 養蚕資料館の整備 ☒(大)
- 30 ガイド詰所・インフォメーションセンター整備 ☒(大)
- 31 糸紡ぎ体験 ☒

域内全体を対象に実施する措置

- 文化財保護指導委員制度の創設 ☒
- 文化財保存活用支援団体制度の創設 ☒
- 古文書の所在調査 ☒(大)
- 文化財ハザードマップの作成 ☒(大)
- 文化財防災マニュアルの作成 ☒(大)
- 文化財データベースの作成、HP・アプリの開発 ☒
- お宝掘り起こし住民ワークショップ ☒(大)
- 地域遺産制度の創設 ☒(大)
- エコミュージアム構想の検討 ☒(大)
- 境界集落における文化財の総合的記録 ☒(大)
- 域内回遊を促進する交通施策検討 ☒(大)
- オーバーツーリズム緩和施策の検討 ☒(大)
- 地名の由来を活かした事業の検討 ☒(大)

5-2 近世○○大工の技術と知恵

【方針】
近世○○大工の技術を伝える歴史的建造物の保存をはかるために、文化財保存のための種々の技術の継承と原材料の確保に取り組む。また、伝統技術の情報発信と普及をすすめる。

【措置】

32 文化財を保存するために必要な技術・材料の調査 ☒(大)	37 ○○寺鐘樓の解体修理 ☒
33 大径材確保のための植樹 ☒(大)	38 大工道具製作技術保持者への支援 ☒
34 檜皮採取の保全 ☒(大)	39 伝統技術保持者への顕彰制度の創設 ☒
35 伝統木工技術の後継者育成 ☒	40 左官壁と畳の振興 ☒(大)
36 大工の技術体験イベント ☒	

3 ●●城跡と城下町の文化財保存活用区域

【方針】
●●城跡及びその周辺の歴史的なまちなみの整備とともに伝統的な生活文化の振興をはかり、それらをかき立て観光の促進につなげる。

【措置】

- A 石垣の整備 ☒
- B 馬場の整備 ☒(大)
- C 天中閣資料館の展示更新 ☒
- D 歴史的建造物の調査と修理助成 ☒
- E 町家の分散型ホテルへの改修 ☒
- F 土蔵をカフェに改修 ☒
- G 景観規制 ☒
- H 無電柱化と道路美装、歩道整備 ☒
- I 屋外広告物規制 ☒
- J トイレ洋式化事業 ☒
- K ○○家の茶室と露地の整備 ☒
- L ○○家の歴史資料の整理と調査 ☒
- M 着付け教室の開催 ☒
- N 懐石料理教室の開催 ☒
- O 茶事の開催 ☒
- P 獅子舞の記録作成 ☒
- Q 城下町の武家文化体験(リビングヒストリー) ☒(大)
- R サインの多言語化 ☒
- S DMOと連携した散策マップの作成 ☒(大)
- T 著名人によるSNSでの魅力発信 ☒
- U ボランティアガイドの育成 ☒



1-1 ○○古墳と副葬品

【方針】
調査等で明らかになった情報を郷土学習にいかし、理解促進につなげ、郷土愛を醸成する。

【措置】

- 1 ドローン・VRによる古墳解説映像の作成 ☒(大)
- 2 文化財副読本の作成 ☒
- 3 学生を対象とした発掘体験 ☒
- 4 3Dスキャナによる副葬品のレプリカ作成 ☒(大)
- 5 住民ガイドの育成 ☒
- 6 調査成果のアーカイブ化 ☒
- 7 専門職による出前授業 ☒(大)

7-1 地歌舞伎と農村舞台

【方針】
地歌舞伎と農村舞台を一体として存続を図る。

【措置】

- 54 農村舞台の耐震補強 ☒
- 55 地歌舞伎衣装の縫い ☒
- 56 地歌舞伎の公演 ☒
- 57 学生を対象とした歌舞伎の解説 ☒(大)
- 58 こども歌舞伎の後継者育成 ☒(大)

6-1 ●●街道と宿場町

【方針】
住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。

【措置】

- 41 ○○街道の美装・サイクルロードの整備 ☒
- 42 PFIで旅館を宿泊施設に改修・運営 ☒(大)
- 43 ○○家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修 ☒
- 44 ○○家住宅でのブルーワーカー・カフェ ☒
- 45 レンタサイクルの整備 ☒
- 46 仏像の詳細調査と修理 ☒(大)
- 47 寺院での座禅体験・コンサート等(ユニークベニュー) ☒
- 48 まちなみをいかしたアートフェスティバルの開催 ☒
- 49 特産品をいかした土産物の開発と販売 ☒(大)
- 50 石地蔵の修復 ☒
- 51 解説板の多言語化 ☒
- 52 ボランティアガイドの育成 ☒
- 53 歴史講座の開催・副読本の作成 ☒(大)

7-2 豊かな食文化 一海の幸・山の幸・地酒一

【方針】
地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及啓発に取り組む。

【措置】

- 59 フェノロジーカレンダーの作成 ☒(大)
- 60 温泉街を巡るコースの造成・モニターツアーの実施 ☒
- 61 郷土食・名物の調査 ☒(大)
- 62 漁村レストランの開設 ☒
- 63 漁労習俗に関する記録作成 ☒
- 64 酒づくりに関するパンフレットの作成 ☒(大)
- 65 酒蔵の公開・レストランの出店 ☒
- 66 旧酒名・ラベルをブランド化した酒の開発 ☒
- 67 田圃オーナー制度による米づくり ☒

※措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の措置は一例です。